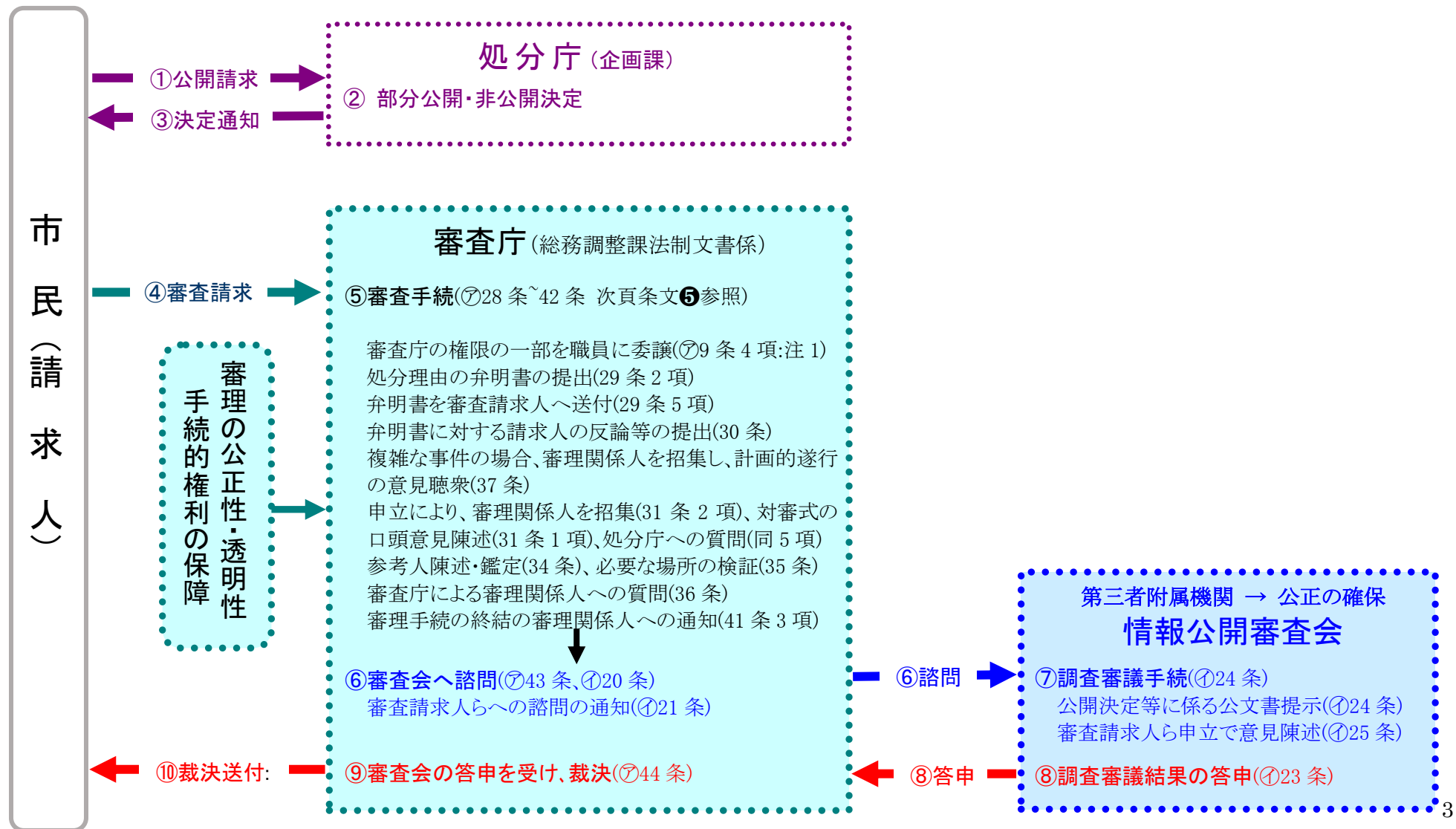


# 「審査請求制度」の活用 → 権力濫用の監視・統制

今治市への情報公開請求の事例

①公文書の公開請求→②部分公開・非公開決定(処分)を不服として→④審査庁へ審査請求 (適用法令:⑦行政不服審査法 ⑧今治市情報公開条例)



## ⑤ 審理の公正性・透明性、手続的権利の保障 → 行政不服審査法の改正

行政不服審査法を「行政の自己反省機能をいかし、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図り、国民から信頼される公正な行政の基盤となる仕組み」として改正(2016/4/1 施行)。

改正ポイント:「審理の公正性・透明性を高める手続的権利の保障(審理手続制度)」。教育委員会は、同法 9 条 3 項・4 項の読み換えにより、手続を審理員でなく審査庁(注1)が行う。

### 行政不服審査法改正に基づく審理手続制度の読み換え条文の抜粋

#### (口頭意見陳述)

第 31 条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審査庁は、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述は、審査庁が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査庁の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

#### (参考人の陳述及び鑑定の要求)

第 34 条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

#### (検証)

第 35 条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審査庁は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に

通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

#### (審理関係人への質問)

第 36 条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

#### (審理手続の計画的遂行)

第 37 条 審査庁は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第 31 条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

#### (審査請求人等による提出書類等の閲覧等)

第 38 条 審査請求人又は参加人は、第 41 条第 1 項又は第 2 項の規定により審理手続が終結するまでの間、審査庁に対し、提出書類等の閲覧又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査庁は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

#### (審理手続の終結)

第 41 条 審査庁は、必要な審理を終えたとき、審理手続を終結するものとする。

3 審査庁が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、終結した旨を通知するものとする。

#### (裁決の時期)

第 44 条 審査庁は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。